

つがる西北五広域連合建設業者工事施行能力審査規則

平成 23 年 6 月 30 日

規 則 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)

第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、つがる西北五広域連合(以下「広域連合」という。)が発注する請負工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格について定めるものとする。

(指名競争入札の参加者の資格)

第 2 条 政令第 167 条の 11 第 2 項の規定による建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格は、広域連合を構成する各市町及び公立金木病院組合(以下「関係市町等」という。)のいずれかの指名競争入札参加資格審査に合格し、関係市町等が作成している建設業者を等級で格付けした名簿(以下「等級名簿」という。)に登録されていることとする。

(等級名簿)

第 3 条 前条の規定により、関係市町等がそれぞれ作成している等級名簿は、広域連合の等級名簿とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。